

神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の認定に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宅地」とは、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 「被災宅地危険度判定」とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱(以下「認定要綱」という。)に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿(以下「宅地判定士名簿」という。)に登載したもの、又は、被災宅地危険度判定連絡協議会会長が認定し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

(認定の対象)

第3条 宅地判定士は、県内に居住又は勤務し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条による講習会を修了した者を認定することができる。

- (1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
- (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事が認めた者

2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として認定し、認定証を交付することができる。

(認定証の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の認定を受けようとする者(前条第2項に該当する者を除く。)は、被災宅地危険度判定士認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。

- (1) 前条第1項第1号又は第3号に該当する者については、資格要件申告（様式第2号）及び各々の認定要件を証明する書類
- (2) 前条第1項第2号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
- (3) 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真。カラーも可。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（認定証の交付）

第5条 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めるときは、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士認定証（様式第4号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めるときは、認定することができない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（認定事項の変更）

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）及び認定証を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 居住地
- (3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した認定証を新たに交付するものとする。

（認定証の更新）

第7条 認定の有効期間は、当該認定を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

- 2 知事は、宅地判定士からその者の認定証の有効期間満了日までに第9条の届け出がない場合、認定の更新の意思があるものとみなし、新たな認定証を交付することとする。
- 3 前項の認定の有効期間は、第1項に準ずる。

（認定証の再交付）

第8条 宅地判定士は、認定証を紛失し、または汚損したときは、被災宅地危険度判定士認定証再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

(認定の辞退)

第9条 宅地判定士は、認定を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定辞退届(様式第8号)に認定証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、宅地判定士名簿から抹消する。

(認定知事の変更)

第10条 宅地判定士は、神奈川県内に居住地があることにより認定を神奈川県知事に受けている場合にあっては、神奈川県以外の都道府県に居住地を変更したとき又は神奈川県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び神奈川県内に勤務先の所在地があることにより認定を神奈川県知事に受けている場合にあっては、神奈川県以外の都道府県に勤務先の所在地を変更したときは、変更届及び認定証を新たに認定を受けることとなる都道府県知事に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第11条 知事は、宅地判定士として認定されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、認定を取り消すことがある。

2 知事は、第3条第1項第3号及び第2項に該当し、第5条第1項により認定を受けた宅地判定士に、前項に該当する事由が生じたときは宅地判定士の認定を取り消すものとする。

3 第1項及び第2項の規定により認定を取り消された宅地判定士は、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第12条 神奈川県建築物震後対策推進協議会は、神奈川県建築物震後対策推進協議会規約第3条第1号に基づき、第3条第1項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識の習得及び技能向上のための講習会を実施する。

2 第3条第1項の講習会は、前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条、第11条に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載し、その内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 9 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 2 2 日から施行する。